

| | |
|--------|---|
| 地域 | トルクメニスタン共和国 |
| 日付 | 2022年7月20日 |
| 法律事務所 | Medet Company Ltd. |
| 役職名、氏名 | Geldymamed Igdirov 代表パートナー |
| 連絡先情報 | Eメール: medet09@rambler.ru ; geldymamed.igdirov@gmail.com 電話: +99312 449933 携帯電話: +99365 823630 |

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として、**民間分野**における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として、**公的分野**における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として**個別の(特定の)分野に適用のある**個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

トルクメニスタンの2017年3月20日付けプライバシーデータとその保護に関する法律(通称「個人データ法」)がこれに当たります。個人データ法は包括的であり、公的分野と民間分野の両方を対象としています。

この法律は、プライバシー、個人および家族の秘密の保護を含む個人データの収集、処理および保護の過程において、人権および自由の保護を確保することを目的とする単一の規制法です。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: 2017年3月20日付けプライバシーデータとその保護に関する法律(通称「個人データ法」)

| | |
|-------------|--|
| ① 「個人情報」の定義 | 個人識別番号、個人の電話番号、住所、就労場所、国籍およびその他の個人データを含め、本人の裁量により特定されたまたは特定可能な自然人に関する情報であって、本人またはトルクメニスタンの法律のいずれかにより制限されるもの。 |
|-------------|--|

| | |
|----------|--|
| ② 法の適用範囲 | この法律は、官民を問わず適用され、事業者が個人データの収集、処理及び保護に関与する範囲において、事業者の業務にも適用される。 |
| ③ 地理的範囲 | 個人データ法は、その効力をトルクメニスタンの領土のみに限定するものではなく、同法は、あらゆる事業者が、その所在地や活動を問わず、トルクメニスタンに居住するすべての個人の個人データの収集、処理および保管を行う過程において、当該すべての個人の権利を保護することを目的とする。また、同法は、トルクメニスタン在住の個々人の個人データを収集、処理するトルクメニスタン国外の事業者にも適用される。 |
| ④ URL | トルクメニスタン法務省(アダラト)ホームページ https://minjust.gov.tm/ru すべての法文はトルクメン語とロシア語で利用でき、英文の法文は利用できない。 |
| ⑤ 施行日 | 2017年7月11日 |

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。
該当なし

III. OECD プライバシー原則

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

個人データ法第 5 条は、情報の収集、処理及び保護に関する一般原則を規定していません。

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

この原則は、個人データ法第 5.1 条によって支持されています。すなわち、本人の同意を得ない個人データの収集、保管、利用、拡散は禁止されています。そして、この原則は、個人データ法第 7 条、8 条、11 条によってより詳細に反復して規定されています。

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の

達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

この原則は、個人データ法第 3.3 条から第 3.7 条によって支持されています。すなわち、

- 個人情報の収集及び処理の目的及び方法の正当性
- 個人情報の収集及び処理の目的が個人情報の収集の際にあらかじめ定められた目的及び事業者の権限に適合すること
- 個人、社会、国家の安全性の確保
- 収集及び処理される個人データの量及び性質、個人情報の収集及び処理の方法が、個人情報の収集及び処理の目的に適合していること
- 個人情報の信頼性、個人情報の収集及び処理のための十分性、個人情報の収集の際に定められた目的の範囲を超えた個人情報の収集及び処理が不可能であること

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

この原則は、個人データ法第 5.4 条、すなわち、個人情報の収集及び処理の目的が、個人情報の収集の際にあらかじめ定められた目的及び事業者の権限に適合していることによって裏付けられます。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

この原則は、個人データ法第 10 条により支持されています。すなわち、個人データへの第三者のアクセスは、当該データの収集及び処理に関する同意の条件により決定され、当該同意は、本人から事業者により付与されます。

事業者による第三者への個人データの提供は、本人の書面による同意がある場合を除き、認められません。

個人データ法第9条は、本人の同意を得ずに個人データの提供が許可される場合を規定しており、これには、権限のある国家当局の要請に基づき個人データを開示しなければならない場合も含まれます。

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

この原則は、個人データ法第24条に支持されており、個人データの保護及び安全性確保のために、事業者及び第三者は、あらゆる必要な措置を講じなければなりません。

- 個人情報不正アクセス防止
- 不正アクセスを防止できなかった場合の個人データ不正アクセスの事実の適時な調査
- 個人データへの不正アクセスによる悪影響の最小化

(f) 公開の原則

この原則は、個人データに関する開発、実践、方針に関するオープン性の一般的な方針があるべきであることを意味します。手段は、個人データの存在と性質、その使用の主な目的、及びデータ管理者の身元と住所を確立するために、容易に使用可能でなければなりません。

この原則は、個人データ法第1条、第5条及びその他の規定、すなわち、事業者が個人データの収集、処理、保管及び保護に関する方針及び慣行において開放性の原則を遵守しなければならないことを意味することによって支持されます

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、

合理的な期間内に、
必要がある場合は、過度にならない費用で、
合理的な方法で、かつ、
本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。

- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合は、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

この原則は、個人データ法第 26 条により支持されており、個人データ法は、本人は以下を含む権利を有すると規定しています。

- 事業者又は第三者からの個人情報の入手可能性を認識し、かつ、個人データの事実、目的、出所、収集及び処理の方法、個人データのリスト、保管期間を含む個人情報の取扱いの条件を含む情報を受領すること
- 事業者に対し、事由の有無を問わず、個人データの明示を求め、関係書類により確認すること
- 収集・処理条件違反の情報がある場合には、第三者と同様に事業者对个人データの遮断を義務付けること
- 本法第 8.2 条等に定める場合を除き、個人データの収集・処理に関する同意を撤回すること

本人は、裁判所において事業者の行為に対して提訴することができ、または事業者に関連するデータの有効性を問題にすることができます。

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

トルクメニスタン行政手続法第 239 条(2013 年 8 月 29 日)は、個人プライバシーの侵害に関する行政責任を規定しています。プライバシーの侵害には、データ対象者の同意なしに個人または家族の秘密である個人情報を不正に収集、保管または開示することが含まれます。2010 年 5 月 10 日のトルクメニスタン刑法第 146 条(改訂版)によれば、同じ違反が 1 年以内に繰り返し発生した場合、違反者の刑事責任が発生します。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教

示下さい。

(a) 収集制限の原則

-

(b) データ内容の原則

-

(c) 目的明確化の原則

-

(d) 利用制限の原則

-

(e) 安全保護措置原則

-

(f) 公開原則

-

(g) 個人参加の原則

-

(h) 責任原則

-

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

該当なし

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

トルクメニスタンにはこのような機関はありません。

名前:

住所:

電話:

ホームページ:

その他の情報(ある場合):